

兵庫県公報

平成19年 8月14日 火曜日 第 1901 号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○県営土地改良事業の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	5
○同 上（同）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○道路の区域の変更（同）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	8
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	13
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	13
○入札公告（管理課）	14
教育委員会告示	
○技能教育のための施設の連携科目等の変更	16
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者追加取得講習及び特例措置講習	17
病院局公告	
○入札公告（県立尼崎病院）	19
○同 上（同）	21
○同 上（同）	23
○同 上（県立淡路病院）	26
○同 上（県立姫路循環器病センター）	28
○同 上（同）	30

告 示

兵庫県告示第 850 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友金属鉱山株式会社 播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
所長 露 口 誠 一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社 播磨事業所
加古郡播磨町宮西346番地の4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	62号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	16,000N ^m /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		変動なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	6～8	5.8～8.6
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	5	10
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	5	10
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	1未満	1未満
	り ん 含 有 量 (単 位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	亜 鉛 含 有 量 (単 位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	カドミウム及びその化合物 (単 位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (単 位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		1	5

備考 汚水を循環使用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成19年 8月14日から同年 9月 4日まで

(2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第 851 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 甲山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	的 桵 年 記	姫路市豊富町御蔭1664番地
同	萩 原 弘 一	同 市豊富町豊富2646番地
同	酒 澤 勝 勝	同 市仁豊野294番地
同	大 西 正 康	同 市豊富町豊富2419番地
同	三 木 和 明	同 市豊富町豊富2949番地
同	大 塩 幸 男	同 市豊富町御蔭1419番地
同	三 浦 一 昭	同 市豊富町御蔭1836番地
同	坂 口 博 美	同 市豊富町御蔭2118番地
同	的 野 正 勝	同 市仁豊野943番地の109
同	荒 木 守 守	同 市仁豊野942番地
同	尾 田 信 行	同 市仁豊野361番地
監 事	萩 原 利 一	同 市豊富町豊富2944番地
同	小 林 正 敏	同 市豊富町御蔭1448番地
同	尾 田 國 義	同 市仁豊野458番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	的 桵 年 記	姫路市豊富町御蔭1664番地
同	尾 田 信 行	同 市仁豊野361番地
同	大 西 敏 夫	同 市豊富町豊富2234番地
同	萩 原 郁 生	同 市豊富町豊富2648番地
同	三 木 和 明	同 市豊富町豊富2949番地
同	大 塩 幸 男	同 市豊富町御蔭1419番地
同	三 浦 一 昭	同 市豊富町御蔭1836番地
同	小 坂 道 生	同 市豊富町御蔭1815番地
同	村 井 剛 剛	同 市仁豊野179番地11
同	的 野 純 一	同 市仁豊野362番地2
同	三 輪 芳 久	同 市仁豊野410番地
監 事	萩 原 弘 一	同 市豊富町豊富2646番地
同	小 坂 静 夫	同 市豊富町御蔭1650番地
同	的 野 守 明	同 市仁豊野255番地1

2 大釜土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	黒 田 明 男	姫路市飾東町大釜163番地の1
同	井 上 正 正	同 市飾東町大釜62番地
同	石 川 貢 貢	同 市飾東町大釜13番地

同	高	永	尚	寿	同	市飾東町大釜571番地
同	黒	田	良	輝	同	市飾東町大釜555番地
同	高	山	勇	美	同	市飾東町大釜560番地の1
同	高	山	圭	右	同	市飾東町大釜50番地の2
同	高	永	義	明	同	市飾東町大釜567番地
同	高	永	俊	之	同	市飾東町大釜580番地
同	中	川	廣	造	同	市飾東町大釜46番地の1
同	高	山	政	之	同	市飾東町大釜81番地の3
同	高	永	武	良	同	市飾東町大釜101番地
同	小	林	英	雄	同	市飾東町大釜新678番地
同	田	村	博	文	同	市飾東町大釜新1389番地の2
同	藤	城	勝	彦	加古川市志方町畑816番地の2	
同	高	山	良	三	姫路市飾東町大釜94番地	
監 事	高	藤	城	勝	加古川市志方町畑858番地	
同	高	永	甲	子 郎	姫路市飾東町大釜103番地	

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

黒 田 明 男

井 上 正

高 永 尚 壽

黒 田 良 輝

高 永 俊 之

高 永 義 明

高 山 圭 右

中 川 廣 造

石 川 公 計

高 山 政 之

高 永 勝 弘

高 永 武 良

小 林 英 雄

田 村 博 文

藤 城 勝 彦

高 山 良 三

高 永 甲 子 郎

藤 城 勝

住 所

姫路市飾東町大釜163番地1

同 市飾東町大釜62番地

同 市飾東町大釜571番地

同 市飾東町大釜555番地

同 市飾東町大釜580番地

同 市飾東町大釜567番地

同 市飾東町大釜50番地2

同 市飾東町大釜46番地1

同 市飾東町大釜19番地1

同 市飾東町大釜81番地3

同 市飾東町大釜5番地

同 市飾東町大釜101番地

同 市飾東町大釜新678番地

同 市飾東町大釜新1389番地2

加古川市志方町畑816番地の2

姫路市飾東町大釜94番地

同 市飾東町大釜103番地

加古川市志方町畑858番地

3 大名草土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

朝 倉 邦 雄

朝 倉 一 幸

足 立 勇

足 立 輝 十 郎

足 立 一 善

山 下 巖

田 畑 省 三

杉 本 章

杉 本 昌 義

只 本 克 志

足 立 宏 之

足 立 重 雄

住 所

丹波市青垣町大名草898番地

同 市青垣町大名草821番地1

同 市青垣町大名草234番地

同 市青垣町大名草1151番地3

同 市青垣町大名草1272番地1

同 市青垣町大名草325番地4

同 市青垣町大名草773番地

同 市青垣町大名草776番地1

同 市青垣町大名草750番地1

同 市青垣町大名草1172番地

同 市青垣町大名草611番地1

同 市青垣町大名草748番地1

同 就任役員	塩 見 嘉 男	同 市青垣町大名草702番地 4
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 正 行	丹波市青垣町大名草1298番地
同	山 本 淳 一	同 市青垣町大名草1164番地 1
同	山 口 光 信	同 市青垣町大名草817番地 1
同	足 立 宣 和	同 市青垣町大名草789番地 1
同	足 立 伸 一	同 市青垣町大名草788番地 2
同	足 立 裕 和	同 市青垣町大名草701番地、701番地 1
同	只 克 志	同 市青垣町大名草1172番地
同	杉 本 昌 義	同 市青垣町大名草750番地 1
同	山 下 巖	同 市青垣町大名草325番地 4
同	朝 倉 邦 雄	同 市青垣町大名草898番地
監 事	足 立 宏 之	同 市青垣町大名草611番地 1
同	田 畑 省 三	同 市青垣町大名草773番地
同	朝 倉 一 幸	同 市青垣町大名草821番地 1

兵庫県告示第 852 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年 7 月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10条の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	観 音 池 地 区	平成19年 8 月14日から 同 年 9 月 3 日まで	佐 用 町 役 場

兵庫県告示第 853 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年 8 月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神戸市垂水区塩屋町 2 丁目845の227、845の228
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

兵庫県告示第 854 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字土林上5010の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに阪神南県民局地域振興部及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年8月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年8月14日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	多可郡多可町八千代区大和字西谷2333番1 から	旧	8.0から 12.0まで	207.0	
	同郡同町八千代区大和字西谷2371番1 まで	新	11.0から 23.0まで	207.0	

兵庫県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年8月14日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西新宿上郡線	赤穂郡上郡町井上字落岩353番1から 同郡同町上郡字川向ノ三157番1まで	旧	5.0から 17.0まで	1,272.0	予定地
	赤穂郡上郡町井上字落岩353番1から 同郡同町上郡字川向ノ三157番1まで	新	5.0から 17.0まで	1,272.0	
	赤穂郡上郡町井上字落岩353番1から 同郡同町上郡字川向ノ三154番8まで		11.0から 30.0まで	1,250.0	

兵庫県告示第 857 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
惣 持	丹 波 市		青垣町惣持	大 サ コ	140番の一部、141番 1、141番 2 の一部、141番 3 の一部、144番の一部、145番の一部、149番の一部、150番、151番の一部、151番 1、1042番、1043番、1044番の一部、1045番、150番から151番に至る地先の道路敷の一部
				吉 谷	221番 1 の一部、1046番 1、1046番 2、1047番、1048番、1049番の一部

兵庫県告示第 858 号

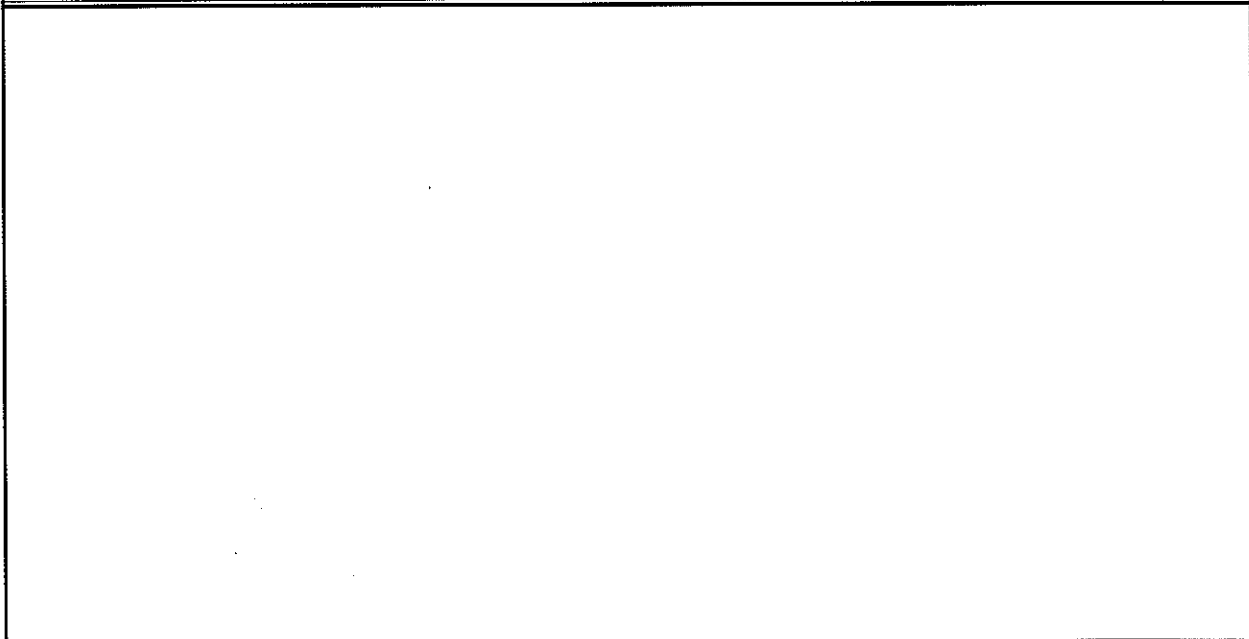
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成19年 8月14日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19淡路位置 0003号	19. 8. 2	洲本市上物部二丁目219番 3 の一部	4.43~5.46	29.5

公 告



特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 HIRO・3・COPAIN

イ 代表者の氏名 鈴木 照雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区緑が丘1丁目18番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に青少年に対して、各種スポーツ教室・スポーツクラブの企画・開催に関する事業、スポーツについての講演会・講習会の企画・開催に関する事業、地域住民の親睦を目的とした交流会・イベントの企画・開催に関する事業等を行い、スポーツの振興と青少年の健全な育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人風紀美観研究会

イ 代表者の氏名 陳 慶超

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区脇浜町3丁目7番14号 LINZ ビル3F

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対して、青少年が健全に育つ環境づくり及びまちの美観づくりに関する事業を行い、未来ある青少年が自ら豊かな精神と倫理感のある行動を育むことができる安全で美しい地域社会創りに寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 Present Garden to

イ 代表者の氏名 高野 喜恵

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区南多聞台1丁目5番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行うと共に、障害者によるアンクルン・オーケストラ演奏事業及び里山維持管理事業を行い、障害者本人が幸福を感じながら社会に参画でき、同時に障害者と市民の協働によって地域市民全体の生活が豊かになる社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はりま悠々クラブ

イ 代表者の氏名 大森 唯行

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条1丁目98番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき、定年退職者及び退職予定者を中心とした中高年層をは

じめとする一般市民に対し、その方々の生きがいがづくりや社会貢献活動に対するサポート及び生活支援に関する事業を行い、地域の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝・摩耶

イ 代表者の氏名 小野 三恵

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区畑原通3丁目9番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域の住民に対して、公的介護サービスを補完するような地域の福祉サービス、環境整備、救急救命知識の普及など市民生活をとりまく各種課題解決にむけた事業を行い、すべての人が安心して暮らせるような魅力と活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝ひえだ

イ 代表者の氏名 寺田 美和子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岸地通2丁目3番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市内を中心とする地域住民及び特に地域の高齢者や要支援者に対して、日常的な生活支援活動や地域の環境整備に取り組み、地球にやさしいライフスタイルの実践を通して潤いと活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オーガニック・ライフ・コラボレーション

イ 代表者の氏名 福本 裕子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区森北町4丁目4番53号B-203号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域と地域住民に対して、「おやつ時間」(自分を取り戻す「ブレイクタイム」)の普及啓発、共育と食育によるライフスタイルづくり提案、国内外の自立支援、他団体との交流と情報発信に関する事業を行い、老若男女がより楽しく、そして各々が『オンリーワン』であり、自分らしく生きていくことと自分が自分を確立していく秩序の構築に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉作業所コスモス

イ 代表者の氏名 山根 登喜子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西難波町4丁目7番43号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行うとともに、サインランゲージ普及、障害者の為のパソコン学習支援、障害者福祉関連の情報提供と個別相談、及びユニバーサルデザインのまちづくりに向けた研究調査と提案に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ディスカバーいなみ

イ 代表者の氏名 大西 由二

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町国安 496 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、稲美町及びその周辺地域の地域社会及び住民に対して、地域の社会的課題に関する事業を行い、地域住民のコミュニティーづくり、いきがいの場を確保するとともに地域住民主体のまちづくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人世界健康フロンティア研究会

イ 代表者の氏名 家森 幸男

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市枝川町4番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、世界中の人々に対して、保健、医療または福祉の増進、予防を含む健康科学の推進を図るために係る情報の収集、調査研究、講演会を通して啓発活動を行うとともに、特に“生涯”食育の推奨のため必要な人材の養成や派遣に関する事業を行い、広く世界中の人々に対して健康増進の発展に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人LGBTの家族と友人をつなぐ会

イ 代表者の氏名 尾辻 孝子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区筑紫が丘9丁目9番地の11

エ 定款に記載された目的

この法人は、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどの性的少数者の人々。以下単に「LGBT」という。)及びその家族等のサポート事業及び一般市民に対するLGBTの人権確立に関する事業を行い、もってすべての人の個性や人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人メリーポピンズの会

イ 代表者の氏名 大日向 郁夫

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市逆瀬台6丁目12番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、園芸ボランティア活動を行う個人及び団体の能力の向上や交流・協力を推進することによって、幼児・青少年・一般成人・高齢者・障害者などのあらゆる人たちのために花と緑の環境を保全し、より美しく豊かにすることによって、社会に貢献することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人訪問美容アトリエ・シック

イ 代表者の氏名 浦 眞也

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区西岡本6丁目4番24-106号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・要介護者に対して、家庭・施設等訪問による美容サービスに関する事業を行い、高齢者・要介護者をはじめとするすべての人々が美しく生きがいをもって暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本AED普及協会

イ 代表者の氏名 西本 忠司

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区夢野町2丁目7番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、救急医療に関する教育研修・情報提供及びAED（自動体外式除細動器）の普及に関する事業を行い、もって国民の健康増進及び救急医療の発展に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

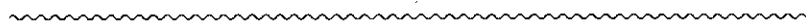
ア 名称 NPO 法人阪神バレーボールコミュニティ

イ 代表者の氏名 岩本 正吾

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市上坂部2丁目23番1-610号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に阪神地区の地域住民に対して、バレーボールを中心としたスポーツの普及促進に関する事業を行い、地域のスポーツ振興を図ると共に、スポーツを通じた青少年等の育成及び明るく活力ある社会の形成に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ヘルスピア夢ひょうご

イ 代表者の氏名 跡田 直澄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区深田町4丁目1番1-653-4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の中高齢者に対して健康診断のサポートをはじめ、心身の健康を維持することに関する事業を行い、総合的な県民の健康づくりに寄与すると共に、障害者に対して移動支援事業を行い、本人及び家族が安心して日常生活を送れる環境づくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人都市生活コミュニティセンター

イ 代表者の氏名 佐々木 京子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町7番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の被災者等及び一般の高齢者、要介護者等に対する日常生活支援活動を実施し、併せて同様の支援活動を行っている市民活動団体へのサポート事業等を行うことによって、地域のコミュニティづくりに寄与するとともに、真の被災地の復興と国内外の自然災害における被災者の生活の視点に立った救援・復興支援のシステムの確立に寄与することを目的とします。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すずらんの里

イ 代表者の氏名 岸上 加代子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区南五葉1丁目2番7-202号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族に対して、介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービス事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成19年8月14日

兵庫県知事 井戸敏三

免税証

種 類	用途	記号・番号	有 効 期 限	枚	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛 失 年 月 日
1 リットル 券	廃棄物	H22 9935976	平成19年 9月30日	3	姫路市香寺町溝口 975-1 伊丹産業㈱ 姫路給油所	中播磨県民局	平成19年 7月 5日
	処 理 事 業	～ H22 9935978					

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字高尾東1477番1、1478番1、1478番2、1479番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市曾根町2509番地の19  
有限会社ケーエストホーム 代表取締役 北 野 勝 廣
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年 4月20日  
兵庫県指令東播（建）第1-3号（19高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市別所町巴23番、24番  
同 市別所町西這田字奥山592番15、592番16、592番17、592番20、592番31、592番36、592番41、592番42、592番45、598番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市大塚2丁目2番52号  
株式会社カネシカ 代表取締役社長 金 鹿 功
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年 5月18日  
兵庫県指令北播（建）第1-7-2号（18三木）

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 お宝創庫姫路店
所在地 姫路市東郷町1452-19
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市より聴取した意見の概要
 - (1) 騒音発生に係る事項について
敷地西側及び敷地北側の地点で夜間において発生する騒音最大値の予測結果が指針値を超過しているため、苦情発生等の対応・対策について検討しておくこと。
 - (2) 駐車場に係る事項について
指針による必要駐車台数（143台）を確保し、周辺地区の生活環境に影響が出ないようにすること。
- 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成19年8月14日から1月間

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年8月14日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
県庁WANパソコン等（地方機関分）一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成20年3月1日（土）から平成25年2月28日（木）（5年間）
- (4) 設置場所  
神戸ハーバーランド庁舎ほか327箇所  
（別冊仕様書に記載の設置場所のとおり）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 石上  
電話 (078) 341-7711 内線 4937
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年8月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年9月25日（火）午後1時30分 兵庫県西館1階 大入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書

の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年9月21日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年8月14日（火）午前9時から同月28日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年9月14日（金）午前9時から同月25日（火）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成19年8月15日（水）から同年9月7日（金）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成19年9月5日（水）から同年9月7日（金）、毎日午前8時から午後10時（日曜日を除く。ただし、9月7日（金）は午後4時までにとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法

原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果

平成19年9月14日（金）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年9月21日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年10月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。（電子入札を除く。）

く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。(電子入札を除く。)

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

1 set of personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN (for use in local administrative offices)

(3) Lease period : March 1, 2008-February 28, 2013

(4) Lease place :

Hyogo Prefectural Office Kobe Harborland Branch and 327 other places

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00, August 28, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30 September 25, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00 September 21, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Ishigami, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

Tel. (078) 341-7711 extension 4937

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第10号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の2の規定による技能教育のための施設の連携科目等を平成19年4月1日から次のとおり変更した。

平成19年8月14日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸廣

1 技能教育のための施設の名称